

# 表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン

## 1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が認証するグリーン電力量に関し、そのグリーン電力量に基づくグリーン電力証書の所有者が行う表現や認証機関マークの使用について示すものであり、グリーン電力価値の誇大表現や誤解を招く表現等を防止する目的で制定する。

本ガイドラインについては、当該グリーン電力量の認証申請を行った申請者あるいは、当該グリーン電力証書の発行者を介して、グリーン電力証書所有者（個人を除く。以下同じ）に情報提供を行い遵守してもらうものとする。

本ガイドラインの改定は、機構が行うものとする。

## 2. 表現方法

グリーン電力証書所有者がその所有によりグリーン電力価値について表現する場合には、証書発行事業者マーク(以下、「事業者マーク」という)と所有するグリーン電力証書量を明確に示した説明文を示さなければならない。

また、グリーン電力証書の信頼性向上のため、説明文には、当該グリーン電力（証書）をいつ、だれが、どこで、どの程度、どのような目的で使用したかが記載されることが望ましいが、充当先での事業者マークの表示が著しく困難な場合<sup>(注)</sup>、又は表示場所の制限等により十分な説明文の掲載が困難な場合には、証書所有者、申請者、あるいは発行者のホームページ等に必ずグリーン電力証書の充当期・充当先・充当量を明記した詳細情報を掲載し、第三者が容易に確認可能となるよう必要な措置を講じなければならない。

(注) 充当先での事業者マークの表示が著しく困難な場合とは、下記のような場合が該当する。

- ・ラジオ放送の電力消費に充当され、放送において口頭で表現される場合
- ・事業者マーク使用により第三者の商標権侵害が懸念される場合

但し、例外として、広告媒体物として名刺を用いる場合には、説明文の掲載が著しく困難であることから、グリーン電力証書情報の記載なしで事業者マークを使用できるものとする。

ただし、その場合は、証書所有者、申請者、あるいは発行者のホームページ等に詳細情報を掲示し、第三者が容易に確認可能となるよう必要な措置を講じなければならない。

なお、グリーン電力証書保有者が、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考としてグリーン電力証書を購入している旨の記載に努めるものとする。

### 3. 権利行使の考え方

グリーン電力証書は、電力消費量への充当にかかわる表現をした場合には、証書の権利を行使したとみなされる。

また CO2 排出削減にかかわる表現をした場合には、証書の権利を行使したとみなされる。いずれの場合も表現に際しては期間及び充当先を明示しなければならない。

なお、契約量のみ表現した場合には証書の権利を行使したとはみなさない。

以下に、具体的な表現可能な一例を示す。

#### 【事業所等の使用電力量にグリーン電力価値を充当することを表現する場合】

- ・ 当社が平成〇〇年に本社ビルにて使用した電力量の一部（△△kWh）はグリーン電力です。
- ・ 当社は、平成〇〇年に本社ビルにて使用した電力量の〇%（△△kWh）をグリーン電力でまかっています。

### 4. 認証機関マークの使用

グリーン電力証書の所有についての記載に付随する使用については、「2. 表現方法」に定められた範囲で認めるものとする。

その際には、事業者マークも併用することが望ましい。

認証機関マークを使用する場合は、事前に機構に対し「グリーンエネルギー認証機関マーク使用届出書」を提出するものとする。

また、その使用内容について変更があった場合には、機構へ事後報告しなければならない。

### 5. 証書発行事業者の責任の範囲

事業者マークまたはグリーン・エネルギー・マークが製品等に添付されている場合は、グリーン電力証書に伴うグリーン電力価値の権利を行使しているものとみなされる。

その場合、証書発行事業者は、関係する法令、グリーン電力証書ガイドライン、表現ガイドライン、当該事業者とマーク使用者との契約等に照らし、当該事業者の事業者マークまたはグリーン・エネルギー・マークの適正な使用を確保する義務を負う。

#### 附 則(2018年8月1日制定)

1. このガイドラインは、2018年8月1日より施行する。